

令和 7 年 7 月 7 日 (月)  
【照会先】  
大分労働局労働基準部賃金室  
室 長 竹内 由香里  
地方賃金指導官 徳部 典子  
(電話)097(536)3215 内線 640

報道関係者 各位

## 大分地方最低賃金審議会（改正諮問）を開催します

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

当審議会の取材を希望される方は、下記の 3 . 申込要領によりお申込みください。

○大分労働局長（<sup>あきやままさき</sup>秋山雅紀）は、令和 7 年 7 月 15 日（火）開催の大分地方最低賃金審議会において、大分県最低賃金（現行 時間額 954 円：令和 6 年 10 月 5 日発効）の改正について調査審議の諮問を行います。

○調査審議は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に、経済情勢、賃金、雇用状況等、地域の実情に応じた最低賃金額の改正のために、公益、労働者及び使用者委員からなる大分地方最低賃金審議会において行われます。

### 記

1. 日 時 令和 7 年 7 月 15 日（火） 午後 1 時 30 分から
2. 場 所 大分第 2 ソフィアプラザビル 4 階会議室  
(大分市東春日町 17 番 20 号)

### 3. 申込要領

(1) 取材希望の方は、氏名、電話番号、所属、来庁人数を御記入の上、以下の宛先までメール、電話または郵送にてお申込みください。

申込締切日は令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時（必着）です。

メール : [chinginshitsu-ooitakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-ooitakyoku@mhlw.go.jp)

電 話 : 0 9 7 - 5 3 6 - 3 2 1 5

郵 送 : 大分労働局労働基準部賃金室あて

〒870-0037

大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階

( 2 ) 事前にお申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。

#### 4 . その他

○会場の収容人数に限りがあります。

○駐車場台数に限りがあります。

車で来庁される場合は近隣の有料駐車場を御利用ください。

#### 5 . 添付資料

議事次第

令和 7 年度審議日程

参考事項

# 大分地方最低賃金審議会

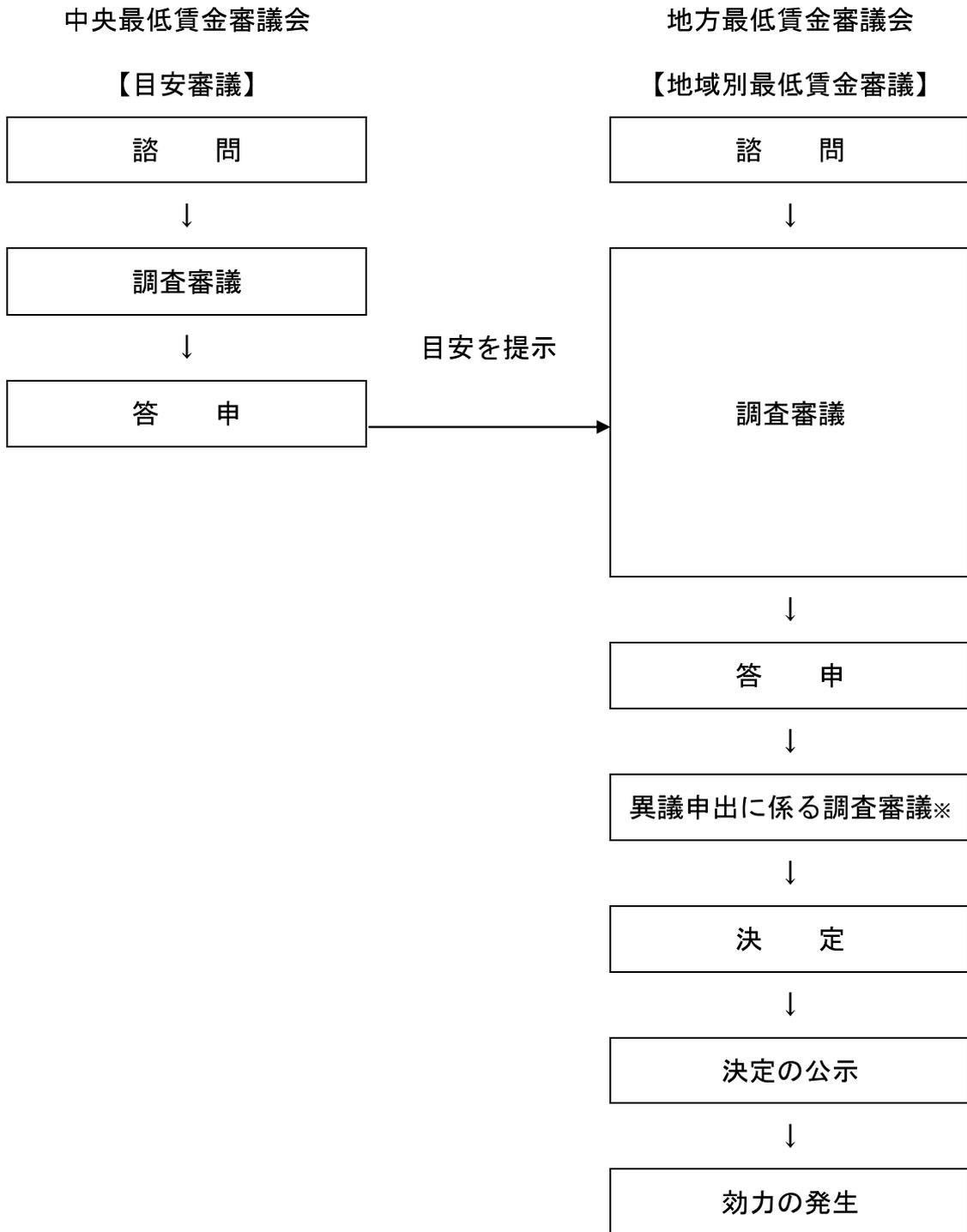
## 議 事 次 第

- 1 開催日時 令和7年7月15日(火)午後1時30分から
- 2 開催場所 大分第二ソフィアプラザビル 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)
- 3 議 題
  - (1) 大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
  - (2) 大分県最低賃金の改正諮問について
  - (3) 大分地方最低賃金審議会の審議日程について
  - (4) 大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について  
大分地方最低賃金審議会運営規程について  
大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について  
大分地方最低賃金審議会公開要綱について  
大分地方最低賃金審議会確認について
  - (5) 中央最低賃金審議会報告について
  - (6) その他

## 令和7年度審議日程（案）

年月日	曜日	開始時刻	会議名称	議事内容
5月14日	水	14:00	公益委員会議	役割分担等
7月15日	火	13:30	本審	会長等選出、改正諮問、運営規程
8月1日	金	13:30	本審	目安伝達 特定最賃必要性有無諮問
8月1日	金	本審終了後	専門部会	部会長選出、運営規程、金額審議（1回目）
8月5日	火	10:00	専門部会	参考人意見聴取、金額審議（2回目）
専門部会で結審の場合		16:00	本審	答申：10月1日（水）法定発効
8月7日	木	10:00	専門部会	金額審議（3回目）予備
専門部会で結審の場合		16:00	本審	答申：10月3日（金）法定発効
8月8日	金	10:00	専門部会	金額審議（4回目）予備
専門部会で結審の場合		16:00	本審	答申：10月4日（土）法定発効
8月20日	水	13:30	運営小委員会	特定最賃必要性の有無審議 参考人意見聴取
8月21日	木	10:00	本審	異議審議（8月5日結審分）
8月25日	月	10:00	本審	異議審議（8月7日結審分）予備
8月26日	火	10:00	本審	異議審議（8月8日結審分）予備
9月18日	木	14:00	特定最賃合同会議	
9月19日～ 10月21日			各部会	金額審議
10月22日	水	13:30	本審	特定最賃答申 12月25日（月）統一発効
11月7日	金	10:00	本審	異議審議
3月5日	木	16:00	本審	意向表明

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

## 【参考事項】

### 地方最低賃金審議会とは

地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）は労働局長の諮問機関であり、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各5名の計15名で構成される。

審議会は中央最低賃金審議会（厚生労働省に設置）から示された引上げ額の目安を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行う（別紙「地域別最低賃金の改正手続の流れ」参照）。

### 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力（最低賃金法）をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（最賃法第40条：50万円以下の罰金）が定められている。

### 目安制度について

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性の確保に資するため、中央最低賃金審議会が、47都道府県をA～Dの4ランクに分け、ランクごとに改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとしていたが、令和5年度からは47都道府県をA～Cの3つのランクに分け、目安を提示することとしている。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これに拘束されるものではないこととされている。

現在の都道府県別の最低賃金額は、Aランクの東京都が1,163円で最も高く、全国加重平均は1,055円（前年1,004円）である。

大分県を含むCランクには、福岡（Bランク992円）を除く九州・沖縄各県が含まれており、現在の最低賃金額は、大分が954円のほか、佐賀が956円、長崎が953円、熊本が952円、宮崎が952円、鹿児島が953円、沖縄が952円である。

### 【参考：大分県最低賃金額と前年度上昇率、上昇額】

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
最低賃金額	790円	792円	822円	854円	899円	954円
対前年度上昇率	3.67%	0.25%	3.79%	3.89%	5.27%	6.12%
対前年度上昇額	28円	2円	30円	32円	45円	55円

### 今後のスケジュール

今後、大分地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安（令和6年度は7月25日に提示）を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果について審議会会長から大分労働局長に対して答申がなされ、異議申出に関する手続を経て大分労働局長が決定（令和6年度は10月5日発効）する。